

住民のみなさまへ

これからの新型コロナウイルス感染症の対応

令和5年5月8日(月)から新型コロナの感染症法の位置づけが、季節性インフルエンザと同様の5類感染症に移行されます。これまでとの対応の違いもありますので、下記の点にご留意ください。

発熱したら？

まずは無理に出勤・登校などの外出をせずに自宅で療養をしてください。日頃から自宅療養に備えて解熱鎮痛剤や2-3日分の食料などを備蓄しておく
と安心です。



受診相談は？

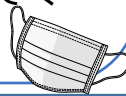
まずはかかりつけ医へご相談ください。どこの医療機関を受診すればよいのか分からない方や体調が悪化された方の相談については、専用電話で対応します。

コロナ発熱・受診相談ダイヤル
(24時間対応)
☎097-573-3015



療養期間は？

発症日を0日目としての5日間は外出を控えること、かつ、症状が軽くなってから24時間程度は、外出を控えることが推奨されます。10日目まではマスクを着用してください。



行動制限は？

法律に基づく外出自粛要請はありません。濃厚接触者に対する自宅待機などの制限もなくなりました。感染時の外出は周りに感染拡大のリスクがあるので、受診の際など、外出する場合は、人混みを避けマスク着用をお願いします。

宿泊療養・自宅療養支援

5類移行に伴い、ホテルでの宿泊療養や自宅療養者への食料品の配布はなくなります。パルスオキシメーターの貸与も終了となります。また保健所の入院調整や健康観察も終了します。

後遺症について

コロナ罹患後の後遺症について、受診したい場合は、保険診療となります(自己負担あり)。大分県ホームページにアクセスのうえ、受診可能な医療機関を確認してください。



救急車を呼ぶか迷ったときは？

体調の変化によってご心配になり、救急車を呼ぶか迷ったときには、かかりつけの医療機関がある場合は、**まずかかりつけ医**にご相談ください。かかりつけ医がない場合は、次の窓口にご相談ください。

☎コロナ発熱・受診相談ダイヤル(097-573-3015)、#8000(こども医療相談)など**自分で病院に行ける方は、医療機関へまずご連絡ください。また、夜間や時間外は十分に対応出来ない場合もありますので、診療時間内に早めの受診をお願いします。**

